平成２７年（フ）第６０号
北海道小樽市山田町２番10号、前住所札幌市北区新琴似７条13丁目５番６号　河村マンション６号
債務者　小倉さおり
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第６３号
北海道小樽市銭函２丁目18番244号　銭函団地２号棟
債務者　大橋　栄子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２９号
福島県郡山市亀田１丁目26番17号　セジュールハウス103号
債務者　齋藤　拓真
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
長野県塩尻市大字広丘郷原1762番地388　コーポタカギ205
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１９７号
大分市豊町１丁目８番２号（中島ビル302）
債務者　成松　博明
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０７号
大分県別府市幸町１番21号　富士見４
債務者　一柳　健二
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２５号
大分市賀来北１丁目７番40号
債務者　後藤　一樹
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２６号
大分市原新町９番28号（シンエイビル502）
債務者　石丸　悠太
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４７号
山口県下松市大字末武上198番地３、前住所山口県下松市大字平田96番地11
債務者　仲子千代美
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６０号
山口県周南市東山町12番45東山ビル301号、前住所山口県周南市都町３丁目19番地
債務者　神杉　行夫
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２６８３号
大阪市鶴見区放出東２丁目５番３－910号
債務者　吉田　将博
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９９１号
大阪府豊中市島江町１丁目３番９－304号
債務者　今枝　吉隆
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０３１号
大阪市西成区旭１丁目９番27号エデンマンション１階
債務者　入口　博康
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１６号
釧路市白樺台１丁目23番123号　ＷＢ９－123号
債務者　佐藤　正一
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５８９号
東京都清瀬市旭が丘２丁目３番１－107号
債務者　阿部　　充
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４号
長野県小諸市甲1574番地１　県住東小諸団地３－301
債務者　虫生　将博
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後３時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２５号
長野県佐久市春日2716番地16
債務者　竹花みや子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後３時
長野地方裁判所佐久支部